

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」（令和4年8月31策定）において、記録対象（※）が記載されています。よくお問い合わせいただく任用形態等を中心に記録義務の有無を以下の表に整理しました。なお、法律に基づく研修履歴の記録義務にかからない方についても記録を取ることは差し支えありません。

任用形態	記録対象
臨時的任用 （地方公務員法22条の3）	義務ではない （教育公務員特例法21条2項、同施行令2条1号）
会計年度任用職員（フルタイム／短時間） （地方公務員法22条の2）	義務ではない （教育公務員特例法21条2項、同施行令2条2号）
再任用教員（フルタイム／短時間） （地方公務員法22条の4／令和3年改正附則4条等）	義務
職種	記録対象
実習助手、寄宿舎指導員 （教育公務員特例法30条、同施行令9条2項）	義務ではない （教育公務員特例法30条、同施行令9条2項）

（※）教育公務員特例法第22条の5の規定による研修履歴の記録義務の対象範囲は、「公立の小学校等の校長及び教員」とされています。具体的な範囲は以下のとおりです。

- ① 「公立の小学校等」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。
- ② 「校長及び教員」とは、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）である。